

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
（発行価格等の公表の方法） 第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法 三 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（電話その他の方法によりその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方に当該事項を閲覧したことを直接に確認する場合に限る。） 2 前項第二号及び第三号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。	（発行価格等の公表の方法） 第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法 （新設） 2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

[